遺族年金　確かめシート（令和8年度）

社畜眼鏡｜YouTube「夫を亡くし遺族厚生年金を受け取る40〜64歳の妻、子がいない場合など年635,500円の加算｜妻を亡くした夫との違い【令和8年度】」の数字のまとめと、確かめる点を書き込むページです。

このシートは、日本年金機構「遺族年金ガイド 令和8年度版」と厚生労働省の資料を、2026年11月3日に確かめてまとめたものです。例の額は、目標の額や、自分の家計の正解を示すものではありません。

> **例（4・5章）の前提**：例は、保険料の納付要件を満たし、生計を維持されていて、18歳になった年度の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級の子はいない前提です。例の額はガイドの例の額（計算方法による額が60万円、本人の老齢厚生年金が50万円）を借りたもので、実際の額は亡くなった方の加入期間や報酬で変わります。

1. 令和8年度の額と対象

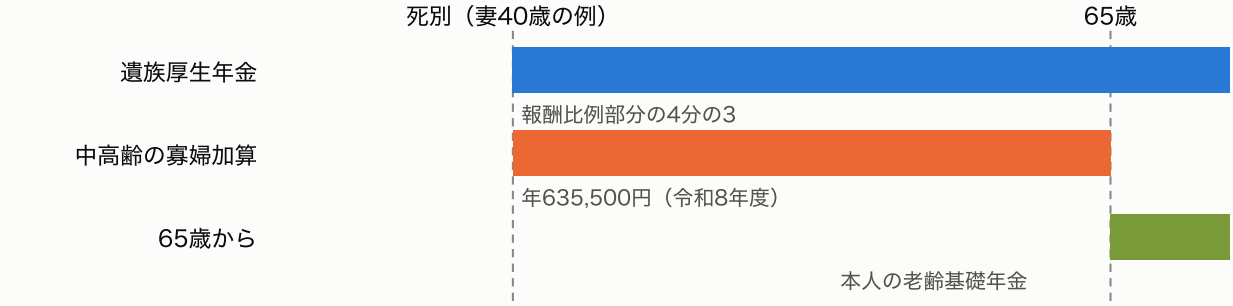
遺族年金（令和8年度・年額）	額	対象
遺族基礎年金（子のある配偶者）	847,300円＋子の加算額	生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」
昭和31年4月1日以前に生まれた方	844,900円	
子の加算額 1人目・2人目	各243,800円	
子の加算額 3人目以降	各81,300円	
遺族厚生年金	亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3	配偶者・子・父母・孫・祖父母のうち最も優先順位の高い人
中高齢の寡婦加算（妻）	635,500円（40歳から65歳になるまで）	夫の死亡時に妻が40歳以上65歳未満で生計を同じくする子がいない場合など

納付要件：原則、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて被保険者期間の3分の2以上（要件①②）。死亡日が令和18年3月末日までの場合は、死亡日に65歳未満で直近1年間に未納がないなどの特例があります。要件④⑤の場合、中高齢の寡婦加算は夫の厚生年金の加入期間が20年以上必要です。遺族厚生年金の額は、要件①〜③の場合に限り、亡くなった方の厚生年金の被保険者期間が300月（25年）未満のときは300月とみなして計算します（要件④⑤は対象外）。

遺族厚生年金の要件（ガイド）
①厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
②厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
③1級・2級の障害厚生年金を受け取っている方が死亡したとき
④老齢厚生年金の受給権者だった方（期間が25年以上ある方に限る）が死亡したとき
⑤保険料納付済期間などを合わせた期間が25年以上ある方が死亡したとき

2. 妻の場合：年齢と加算

子のいない妻：年齢と加算（概念図・位置は目安）
夫の死亡時に妻が40歳以上だった例。死別のときから受け取る図で、40歳から始まる制度ではありません



40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻が、子が18歳になった年度の3月31日に達して（障害の状態にある子は20歳に達した）遺族基礎年金を受け取れなくなったときから、加算が付きます。遺族基礎年金を受け取れるときは、中高齢の寡婦加算を受け取れません。昭和31年4月1日以前に生まれた妻は、65歳で経過的な加算額に変わります。

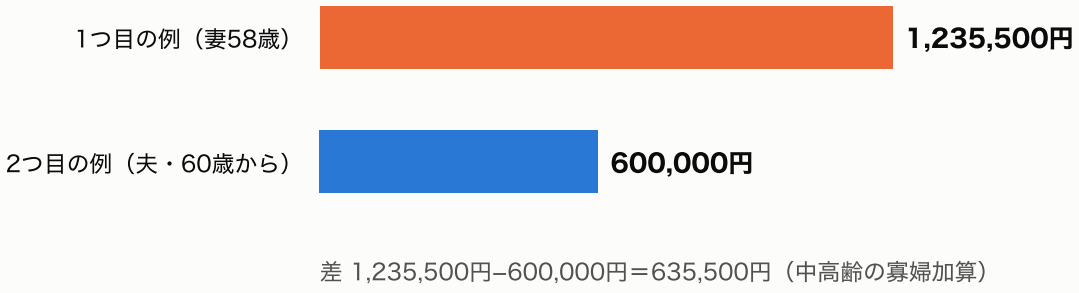
3. 夫を亡くした妻と、妻を亡くした夫

	夫を亡くした妻	妻を亡くした夫
中高齢の寡婦加算	635,500円（条件あり）	なし（厚生労働省の資料）
遺族基礎年金	子のある配偶者なら	子のある配偶者なら
遺族厚生年金の年齢の条件	夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は5年間の有期給付	妻の死亡当時に55歳以上
遺族厚生年金の受け取り	亡くなられた月の翌月分から	60歳から（遺族基礎年金を受給中なら60歳前でも、あわせて受け取れる）

4. 例の計算（ガイドの例の額）

	1つ目の例（夫が亡くなった妻）	2つ目の例（妻が亡くなった夫）
前提	夫60歳が被保険者の間に死亡・妻58歳・生計を維持・納付要件あり。18歳になった年度の3月31日までの子、20歳未満で障害等級1級・2級の子はいない	前提は1つ目と同じ（妻60歳が死亡・夫58歳。子はいない）
遺族厚生年金（ガイドの例の額）	600,000円	600,000円
中高齢の寡婦加算	635,500円	なし
合計（年額）	600,000＋635,500＝1,235,500円	600,000円（受け取りは60歳から。58〜59歳の間はなし）
12で割った額	1,235,500÷12＝約102,958円（額面を均しただけ）	

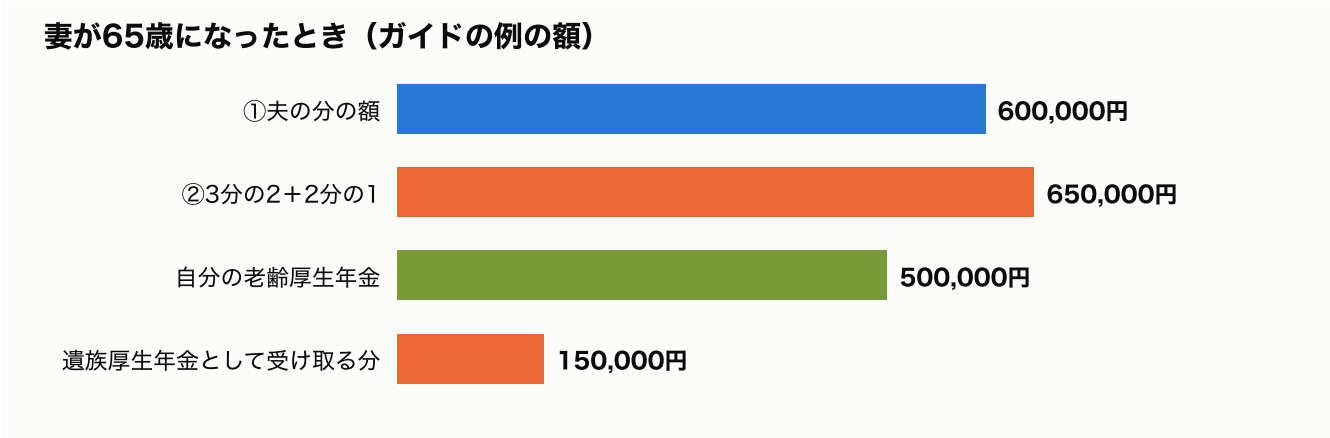
例の年額の比較（ガイドの例の額を使った例）



差 1,235,500円−600,000円＝635,500円（中高齢の寡婦加算）

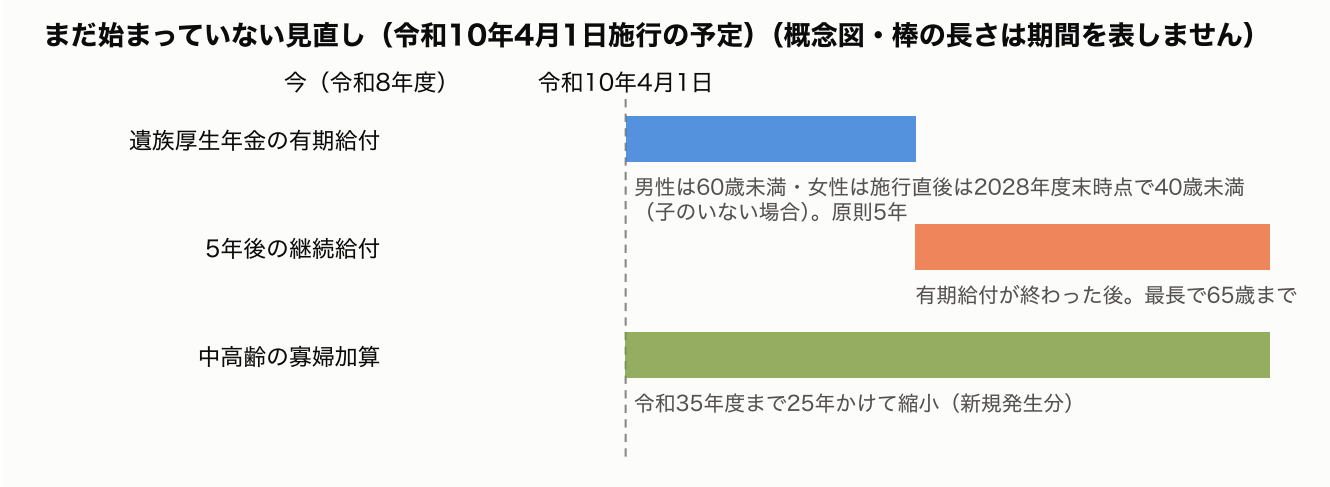
5. 妻が65歳になったとき

	額・式	結果
①夫の分の額	ガイドの例の額	600,000円
②（①の3分の2）＋（自分の2分の1）	400,000円＋250,000円	650,000円
高いほうが遺族厚生年金の額	②が高い	650,000円
自分の老齢厚生年金（全額支給）を除いた分	650,000円−500,000円	150,000円



65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利がある人は、①②の高いほうが遺族厚生年金の額です。自分の老齢厚生年金は全額が支給され、遺族厚生年金はその相当額が支給停止されます（遺族厚生年金として受け取るのは差の分）。

6. まだ始まっていない見直し（令和10年4月1日施行の予定）



厚生労働省の資料より	内容
見直しの施行	令和7年6月13日成立・令和10年4月1日施行の予定。それより前は今の制度
見直しの影響を受けない方	①既に遺族厚生年金を受給している方 ②60歳以降に受給権が発生する方 ③18歳年度末までのこどもを養育する間の方の給付内容 ④2028年度に40歳以上になる女性（5年間の有期給付についての説明）
男性	新たに5年間の有期給付を受けられるのは、18歳年度末までのこどもがいない60歳未満の方
女性	施行直後に原則5年間の有期給付の対象となるのは、18歳年度末までのこどもがいない、2028年度末時点で40歳未満の方（その後20年かけて段階的）
有期給付加算・継続給付	現在の遺族厚生年金の額の約1.3倍。5年後も障害状態にある方や収入が十分でない方は継続給付（最長で65歳まで）
継続給付が全額支給される就労収入の基準（単身）	月額約10万円（年間122万円）以下。2025年度税制改正を反映した地方税の所得に基づくと132万円の見込み。夫と死別した妻が地方税法上の寡婦に当たる場合は年間204万円程度
中高齢の寡婦加算（別の話）	令和10年4月1日以降に新しく発生する分が令和35年度まで25年かけて縮小。受け取り始めた加算の額は変わらない

厚生労働省の資料の表（子のいない場合）：今は、男性は55歳未満で死別すると給付なし、55歳以上で死別すると60歳から無期給付。見直し後は、最終的に男女共通で60歳未満で死別は原則5年間の有期給付、60歳以上で死別は無期給付（現行どおり）。男性は2028年4月から、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施されます。

7. わが家で確かめることを書き込む欄

確かめること（今の制度）	わが家の場合を書く
亡くなった方が、遺族厚生年金の要件①〜⑤のどれに該当するか	
保険料納付済期間と免除期間が被保険者期間の3分の2以上か（要件①②のとき。令和18年3月末までの死亡は特例）	
18歳になった年度の3月31日までの子、20歳未満で障害等級1級・2級の子はいるか	
死別したときの年齢（今の制度：妻は40歳以上65歳未満か／夫は55歳以上か）	
亡くなった方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額（年額）	
要件④⑤なら、夫の厚生年金の加入期間が20年以上か（中高齢の寡婦加算）	
死亡当時に生計を維持されていたか（原則、年収850万円未満。死亡当時に850万円以上でも、おおむね5年以内に850万円未満となると認められる事由があれば受け取れる）	
自分の老齢厚生年金の額（年額）	
書き込んだ数字から、ガイドの式で計算したメモ	

令和10年4月1日以後の扱い（予定）	わが家の場合を書く
死別の日は令和10年4月1日の前か後か。子のいない60歳未満の男性は原則5年の有期給付（予定）、女性は2028年度に40歳以上になるかどうか	
中高齢の寡婦加算は、令和10年4月1日以後に新しく発生する分か（発生する年度で額が縮小。受け取り始めた額は変わらない）	

資料の言葉で確かめるための欄です。金額の目標を決めるものではありません。この計算は確認用のメモで、正式な年金額ではありません。実際の受給要件・年金額は、年金事務所、街角の年金相談センターなどで確認してください（遺族年金ガイドの請求・相談先の案内）。

出典（2026年11月3日に確認）

日本年金機構「遺族年金ガイド 令和8年度版」
https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-3.pdf／厚生労働省「遺族厚生年金の見直しについて」（令和7年6月30日更新）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00020.html／同「遺族厚生年金の見直しに対して寄せられている指摘への考え方」https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001499009.pdf／同年金局「国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）の概要等」
https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001592624.pdf

社畜眼鏡 PDF資料室（QR）
https://syatiku-me.com/pdf-shiryoshitsu/
社畜眼鏡のブログ https://syatiku-me.com/